

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成10年岩手県告示第1114号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																																
<p>2 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類 ア～キ [略] ク 法人にあつては申請日の属する年の前年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し ケ～シ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局、<u>広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>に提出すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務所又は事業所の所在地</th> <th>提出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡</td> <td><u>盛岡地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u></td> <td><u>大船渡地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td><u>釜石市 上閉伊郡</u></td> <td><u>釜石地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td><u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u></td> <td><u>宮古地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）</td> <td><u>久慈地方振興局企画総務部</u></td> </tr> <tr> <td>二戸市 九戸郡のうち軽米町及</td> <td><u>二戸地方振興局企画総</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務所又は事業所の所在地	提出場所	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡地方振興局企画総務部</u>	[略]		<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>大船渡地方振興局企画総務部</u>	<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>釜石地方振興局企画総務部</u>	<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>宮古地方振興局企画総務部</u>	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>久慈地方振興局企画総務部</u>	二戸市 九戸郡のうち軽米町及	<u>二戸地方振興局企画総</u>	<p>2 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類 ア～キ [略] ク 法人にあつては申請日の属する年の前年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び<u>株主資本等変動計算書</u>をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し ケ～シ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局<u>又は同欄に掲げる提出場所のいずれかに</u>提出すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務所又は事業所の所在地</th> <th>提出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡</td> <td><u>盛岡広域振興局経営企画部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>釜石市 上閉伊郡</u></td> <td><u>沿岸広域振興局経営企画部</u></td> </tr> <tr> <td><u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u></td> <td><u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u></td> <td><u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u></td> </tr> <tr> <td>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）</td> <td><u>県北広域振興局経営企画部</u></td> </tr> <tr> <td>二戸市 九戸郡のうち軽米町及</td> <td><u>県北広域振興局経営企</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務所又は事業所の所在地	提出場所	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>	[略]		<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部</u>	<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u>	<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u>	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>県北広域振興局経営企画部</u>	二戸市 九戸郡のうち軽米町及	<u>県北広域振興局経営企</u>
事務所又は事業所の所在地	提出場所																																
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡地方振興局企画総務部</u>																																
[略]																																	
<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>大船渡地方振興局企画総務部</u>																																
<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>釜石地方振興局企画総務部</u>																																
<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>宮古地方振興局企画総務部</u>																																
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>久慈地方振興局企画総務部</u>																																
二戸市 九戸郡のうち軽米町及	<u>二戸地方振興局企画総</u>																																
事務所又は事業所の所在地	提出場所																																
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>																																
[略]																																	
<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部</u>																																
<u>宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u>																																
<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u>																																
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	<u>県北広域振興局経営企画部</u>																																
二戸市 九戸郡のうち軽米町及	<u>県北広域振興局経営企</u>																																

び九戸村 二戸郡

務部

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局に提出してください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局のうちいずれかに提出してください。

- 2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合にあつては、広域振興局総合支局の地域支援部又は地域支援部県民センターに提出することができるものとすること。

び九戸村 二戸郡

画部二戸地域振興センター

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によってください。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、この表の左欄に掲げる主たる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出してください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、この表の左欄に掲げる県内の事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所のうちいずれかに提出してください。

- 2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合にあつては、次の場所に提出することができます。

- (1) 県南広域振興局総務部花巻総務センター
- (2) 県南広域振興局総務部一関総務センター
- (3) 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (4) 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (5) 県南広域振興局土木部千厩土木センター

備考 改正部分は、下線の部分である。